自動運転実証調査事業支援業務委託プロポーザル実施要領

１　目的

　　この要領は、自動運転実証調査事業支援業務委託プロポーザル実施要綱（令和７年６月26日７小都整第704号。以下「実施要綱」という。）第８条の規定に基づき、本プロポーザルの実施について必要な事項を定めるものとする。

２　業務内容

　　別添「自動運転実証調査事業支援業務委託仕様書」による。

３　契約期間

　　契約を締結した日から令和８年２月28日まで

４　契約上限額

87,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

５　選定方式等

(1) 選定方式

本プロポーザルは、二段階で審査を実施する公募型プロポーザル方式とし、技術的に最適な者の選定は自動運転実証調査事業支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において実施する。

ア　第一次審査（書類審査）

委員会において実施要綱第５条に規定する提出書類（以下「提出書類」という。）を審査し、評価の高い者から第二次審査の出席要請者として５者以下を選定する。

イ　第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

実施要綱第６条に規定する提出者による提出書類の説明（プレゼンテーション）及び委員会委員によるヒアリング並びに審査を実施し、最適者及び次点者１者を選定する。

(2) 評価基準

委員会は、下記評価基準に基づいて各委員による採点を行い、選考は、各委員の採点の合計点の高い者を上位とする。なお、各委員の採点の合計点が同点となり順位を決定できない場合は、委員会での協議により決定する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価基準 | 配分(点) |
| 一次 | 二次 |
| １ | 参加表明者の実績及び実施体制 | 業務実績（成果の確実性） | 15 | 15 |
| 業務実施体制 | 15 | 15 |
| ２ | 業務内容 | 業務理解度 | 10 | 10 |
| 業務実施手順 | 20 | 20 |
| ３ | 提案内容 | 地域理解度 | - | 10 |
| 安全性・利便性 | - | 10 |
| 社会受容性 | - | 10 |
| 事業の実現性 | - | 20 |
| 事業の発展性 | - | 10 |
| 経済性（費用対効果） | - | 20 |
| ４ | 取組み意欲 | プレゼンテーション能力 | - | 5 |
| コミュニケーション能力 | - | 5 |
| 合　計 | 60 | 150 |

　　※上記評価項目のうち「参加表明者の実績及び実施体制」及び「業務内容」は、第一次審査において審査した点数を第二次審査の点数とする。なお、第一次審査を省略する場合は、当該評価項目は第二次審査において審査する。

※第二次審査においては、出席委員の採点の合計点が満点（150点）の６割以上であった者の中から、最適者を選定する。

６　実施スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 日程 |
| 実施要綱等の発表 | 令和７年７月15日 |
| 質疑受付 | 令和７年７月15日から令和７年７月23日まで |
| 質疑に対する回答 | 令和７年７月29日まで |
| 参加表明書等の提出期限 | 令和７年８月12日まで |
| 第一次審査 | 令和７年８月28日 |
| 結果発表 | 令和７年８月下旬 |
| 第二次審査 | 令和７年９月上旬 |
| 結果発表（審査結果の公表） | 令和７年９月中旬 |

※項目内に期限の表示のあるものは、日程に掲げた日の午後５時までを期限とする。

※上記スケジュールは予定であり、変更する場合がある。

※第一次審査に係る委員会を省略する場合、第一次審査に係る委員会予定日に第二次審査を実施する。

７　参加資格

　実施要綱第３条各号のいずれにも該当する者

８　参加手続き等

(1) 説明会

プロポーザル実施に関する説明会は実施しない。

(2) 質疑応答

ア　提出物

質問書（様式第１）

イ　提出方法

電子メールにより令和７年７月23日（水）午後５時までに事務局へ提出すること。また、到達等の確認をされたい場合は、電子メールの開封通知機能を設定のうえ電子メールを送信してください。

ウ　回答

一括して質問回答書としてとりまとめ、市ホームページで回答を公表（質問者の名称等は非公表）する。

　(3) 参加表明

ア　提出物

①　参加表明書（様式第２）

②　技術提案書（任意様式）

イ　提出方法

電子メールにより、令和７年８月12日（火）午後５時までに事務局に提出すること。また、到達等の確認をされたい場合は、電子メールの開封通知機能を設定のうえ電子メールを送信してください。

提出物の容量が７MBを超えるときは、ファイル転送サービスを使用すること。ダウンロード期限が設定できものは、５日以上の期限を設けること。

ウ　技術提案書の記載内容

技術提案書の記載内容は以下のとおりとする。なお、技術提案書は、小牧市地域公共交通計画（令和７年３月策定）の趣旨並びに令和５年度及び令和６年度の自動運転実証調査の実施結果を理解した上で作成すること。また、小牧市の地域特性を踏まえた内容とすること。

【小牧市地域公共交通計画の掲載場所】

URL（小牧市地域公共交通計画）

https://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/toshiseisakubu/toshiseibi/2/3/tiikikoukyoukoutuukeikaku/43058.html

【令和５年度自動運転実証調査の実施結果の掲載場所】

URL（令和５年度自動運転実証調査事業の実施について）

https://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/toshiseisakubu/toshiseibi/2/6/43575.html

【令和６年度自動運転実証調査の実施結果の掲載場所】

URL（令和６年度自動運転実証調査事業の実施について）

https://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/toshiseisakubu/toshiseibi/2/6/46623.html

URL（令和７年度第１回小牧市地域公共交通会議（報告資料２））

https://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/toshiseisakubu/toshiseibi/2/5/1/3/48218.html

①　会社概要

・「設立年月日」「資本金」「従業員数」「事業概要」「会社の特徴」を記載すること。

②　類似業務の実績

・提出者が本プロポーザルの公告日の３年前から提出書類の提出日までの間に地方公共団体から受注し完了した実績について「発注者名」「受注年度」「乗車定員11名以上のバス型車両使用の有無」「一般乗車の有無」「自動運転レベル」「許認可取得の事前調整の有無」「実施概要」を記載すること。

③　業務実施体制

・本業務に従事可能な担当者の「職氏名」「実績（担当した業務内容及びその経験年数）」「担当する業務内容」を記載すること。

・実施体制及び参画団体の役割並びに緊急時の体制（オペレーションを含む）を記載すること。

④　業務実施方針

・業務を実施するにあたっての提出者としての基本的な考え方、社会受容性の向上につながる取り組みを記載すること。

⑤　業務実施手順

・業務完了までの工程及び諸手続等の業務スケジュールを記載すること。なお、工程及び業務スケジュールのうち留意するポイントをその根拠を含めて記載すること。

⑥　運行計画

・こまき巡回バスへのレベル４自動運転移動サービスの実装を見据えた運行ルート、運行期間、ダイヤ、運転手及び遠隔監視員等必要人員の配置計画、一般乗車（事前予約の実施を含む）の計画、周囲の交通に与える影響及び運行上の安全対策について記載すること。

・運行ルートは令和８年度こまき巡回バス再編に係る再編ルート案として12ページに示している「Ｔ１篠岡光ヶ丘線」を原則とする。

（参考URL）

https://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/toshiseisakubu/toshiseibi/2/4/2/A/47290.html

⑦　自動運転車両

・運行する自動運転車両の名称及び車両スペック及び保有機能等、車両の安全性や走行性、利便性に関する特徴及び選定理由について記載すること。

⑧　レベル４自動運転移動サービスの許認可取得に向けた調査

・道路運送車両法施行規則第31条の２の２の規定に基づき、国土交通大臣又は中部運輸局長が行う自動運行装置への条件の付与及び道路交通法第75条の12の規定に基づき、愛知県公安委員会が行う特定自動運行の許可の申請にあたり必要となる調査内容を記載すること。

⑨　レベル４自動運転移動サービスの社会実装に向けた調査

・来年度以降の本市におけるレベル４自動運転移動サービスのロードマップ、実施体制に対する考え方及び資金フレーム（収入拡大策や支出削減策、経済的波及効果等を含む）の検証方法等を記載すること。

⑩　見積金額

・見積金額を消費税及び地方消費税を抜きで作成すること。

・見積金額の積算内訳書を作成すること。なお、内訳の項目は、国土交通省「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）」にて国土交通省が定める費目を基本として作成すること。

（参考URL）

https://www.pwc.com/jp/ja/news-room/2025/autonomous-car-implementation2504.html

エ　留意事項

①　各提出書類はPortable Document Format形式（PDF形式）で提出すること。

②　提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第51号）に定める単位に限る。また、用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とし、文字の大きさは10.5ポイント以上とする。

　(4) プレゼンテーション及びヒアリング

ア　提出書類に基づき、１者につき35分程度（プレゼンテーション15分以内、質疑応答20分程度）で実施する。

イ　プレゼンテーションは技術提案書の範囲内とし、主に業務実施方針やレベル４自動運転移動サービスの社会実装に向けた提案について説明をすること。また、ヒアリングは提出書類全般についても確認する場合がある。

ウ　プレゼンテーションに参加できる者は、３名までとする。なお、本業務遂行の責任者は必ず出席すること。

エ　プレゼンテーションに必要なディスプレイ又はプロジェクター及びスクリーンは事務局で用意する。なお、参加者側で用意した機材を使用することも可能である。

　(5) 選定後の手続き

選定後、市が最適者として特定した者を業務に係る随意契約の相手方とし、市と最適者との間で業務内容を協議のうえ、契約を締結する。なお、協議が不調のときは、次点者を業務に係る随意契約の相手方とし、業務内容を協議のうえ、契約を締結する。この場合において、最適者に生じる損害については、市は一切の責を負わない。

９　その他

(1) 提出書類は、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲内で使用する。また、提出書類は、小牧市情報公開条例（平成12年小牧市条例第39号）に規定する開示請求の対象となる。

(2) 本プロポーザルに関する経費は、全て提出者の負担とし、参加報酬（報償費）等は支払わない。

(3) 提出書類の修正又は変更は認めない。

(4) 提出者が本要領の参加資格及び参加条件に該当しない場合、当該提出者を失格とする。

(5) 提出書類に虚偽の記載がある場合、当該提出者を失格とする。

(6) 提出書類について、必要に応じて、事務局から疑義照会等を行うことがある。

(7) 審査の経緯及びその内容は、審査結果として公表する部分を除き非公開とし、これに関する問合せにも応じない。また、審査結果についての異議は受け付けない。

(8) 契約締結の日までの期間において、受注者に本提案に関して不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

(9) 小牧市政の動向及び規程等は、小牧市ホームページからダウンロードすること。

(10) スケジュール変更がある場合には、その都度、提出者に通知する。

(11) 業務の選定及び契約に係る手続きは、本要領及び実施要綱に記載した事項のほかは、小牧市契約規則を準用する。

10　事務局

小牧市都市政策部都市整備課交通政策係（市役所東庁舎２階）

〒485-8650　愛知県小牧市堀の内三丁目１番地

直通電話　0568-76-1138

代表電話　0568-72-2101

メールアドレス　toshiseibi@city.komaki.lg.jp

様式第１

質問書

年　　月　　日

（宛先）小牧市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

自動運転実証調査事業支援業務委託プロポーザルに関して、次の項目について質問します。

|  |  |
| --- | --- |
| 質問箇所 | 質問事項 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

（担当部署連絡先）

担当部署・担当者

連絡先E-mailアドレス

連絡先電話番号

注）

１．代表者印等の押印は不要とする。

２．項目番号はつけないものとする。

３．質問箇所については、掲載箇所、頁数など詳しく明示すること。

４．質問項目が４以上になる場合、適宜表を追加すること。様式第２

参　加　表　明　書

　自動運転実証調査事業支援業務委託プロポーザルに関係書類を添えて参加を表明します。

なお、自動運転実証調査事業支援業務委託プロポーザル実施要領「７参加資格及び条件」のいずれにも該当する者であること並びに提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

　　年　　月　　日

（宛先）

小牧市長

提出者

　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　代表者

作成者

　　　　　　　　　担当部署

氏名

ＴＥＬ

Ｅ-mail

注）

１．代表者印等の押印は不要とする。